

令和2年度第2回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年1月～2月
- 2 開催場所 ー
- 3 出席者名 坂本会長、青木委員、小林委員、園田委員
- 4 欠席者名 渡邊副会長
- 5 会議の公開・非公開の別 非公開
情報公開条例第23条第3号のため(公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
- 6 次第
 - (1) 議事
8条4項に基づく意見審議について
・クスリのアオキ深作店(法第5条第1項:新設届)
 - (2) その他
報告事項
・浦和パルコ(法第6条第2項:変更届)
・小池・守屋・神田ビル(法第6条第2項:変更届)
・浦和駅前市街地改造ビル(法第6条第2項:変更届)
・西友中浦和店(法第6条第2項:変更届)
・渋谷ビル(法第6条第2項:変更届)

【議事概要】

(1) 議事

【8条4項に基づく意見審議について】

クスリのアオキ深作店(法第5条第1項)新設届について

事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

店舗規模も小さく、立地についても、交通の円滑、安全については質問等はない。

右折入庫としない誘導経路設定について、この規模でも、特にオープン時における交通整理員による安全な誘導をお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(青木委員) 意見無し

新型コロナウイルスの流行の収束が見込めない中、今後も何らかのきっかけで想定以上の来客が押しかける状況が発生してしまう可能性も予想できる。そのような場合に備えて、入店待ちの来店客の滞留や渋滞が起こらないような工夫をお願いしたい。

(事務局) 来店車両を店舗奥側へ誘導し駐車待ちスペースを確保するなど、入店待ちの来店客による、道路での滞留や渋滞が起こらないために、必要な対策を実施するよう、設置者に伝える。

(小林委員) 意見無し

1月25日(月)PM2:00頃、現地を確認した。前面道路の水清掃をこまめに作業している様子が見られ、問題の無い工事が行われていると思う。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 意見無し

廃棄物の発生抑制につとめられ、7月にはレジ袋有料化を実施され、社会貢献活動もされているとのことだが、さらに容器包装リサイクル法、食品リサイクル法の趣旨をふまえたとりくみ、SDGsへのとりくみを進めていただくようお願いしたい。若い人たちのエコへの関心が高まっているようなので、消費者への発信・よびかけの機会を増やしていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の2件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知したことを報告した。

- ・浦和パルコ(法第6条第2項:変更届)
- ・小池・守屋・神田ビル(法第6条第2項:変更届)

また、以下の3件についても変更内容が軽微であると考えられるため、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

- ・浦和駅前市街地改造ビル（法第6条第2項：変更届）
- ・西友中浦和店（法第6条第2項：変更届）
- ・渋谷ビル（法第6条第2項：変更届）